

◇ 森林の立木を伐採するときは届出が必要です ◇

- ① 立木を伐採するときは、事前に『伐採及び伐採後の造林の届出』
 - ② 伐採が完了したときは『伐採に係る森林の状況報告』
 - ③ 造林が完了したときは『伐採後の造林に係る森林の状況報告』
- をそれぞれ提出することが森林法で義務づけられています。

届出や報告の提出はなぜ必要なの？

黒石市森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出（各種添付書類含む）
- ② 伐採に係る森林の状況報告
- ③ 伐採後の造林に係る森林の状況報告

は、森林の伐採及び伐採後の造林が黒石市森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、**共同で提出します。**

(例)

- ◆自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合⇒ 森林所有者
- ◆伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合⇒ 森林所有者と立木買受者（共同）

提出のタイミングは？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出
→伐採を始める90日から30日前まで
- ② 伐採に係る森林の状況報告
→伐採を完了した日から30日以内
- ③ 伐採後の造林に係る森林の状況報告
→造林を完了した日から30日以内



どこに提出するの？

黒石市農林課農地林務係に提出となります。（黒石市に所在する森林を伐採・造林する場合）

提出しないとどうなるの？

下記の罰則が課せられる場合があります。

- ◆伐採及び伐採後の造林の届出の場合：100万円以下の罰金（森林法第208条）
- ◆伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告の場合：30万円以下の罰金（森林法第210条）

※詳細については下記の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ 黒石市 農林課農地林務係 0172-52-2111（内線657）